

## 愛知県分娩取扱施設運営費交付要綱

### （通則）

第1 愛知県分娩取扱施設運営費（以下「運営費」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、その支給に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第2 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援し、地域で子どもを安心して産み育てることのできる周産期医療体制を確保することを目的とする。

### （運営費の内容）

第3 分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間ににおける分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給する。

### （運営費の支給額）

第4 運営費の支給額について、病院又は診療所は1施設につき2,500千円、助産所は1施設につき1,000千円とする。

### （運営費の対象除外）

第5 次に掲げる補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、運営費の対象としない。

- (1) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
- (2) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
- (3) 医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

### （申請手続）

第6 規則第3条の規定による申請書の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(支給の決定及び通知)

第7 知事は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(運営費の交付)

第8 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定した場合、当該分娩取扱施設に対し給付金を給付する。

(運営費の返還)

第9 知事は、運営費の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、支給を行った運営費全額の返還を求める。

(1) 運営費の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(実施細則)

第10 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。